

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定概要及び趣旨等について

1. 計画策定の趣旨

国は、「二酸化炭素排出量を2020年に1990年比25%削減」「2050年までに80%削減」という世界に評価される目標を掲げました。そのためには、今までの大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会システムへの転換を目指していくために、様々な施策等を展開されています。

この国の大きな目標を具現化していくため、本市としても「ごみの半減」を目標に掲げ、今後の廃棄物行政全般にわたる見直しを行い、新たな「一般廃棄物処理基本計画」を策定するものである。

2. 計画策定の根拠等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律「廃掃法」第6条第1項において、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。

（定める事項：第2項）

- ①一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ②一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- ③分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ④一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ⑤一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- ⑥その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

（対象）

一般廃棄物の処理責任を負う市町村がその区域内の一般廃棄物（事業系も含め全ての一般廃棄物）を対象としている。

（目標年次）

目標年次は概ね10年から15年先、また、概ね5年ごとに改正するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うのが適当である。

(上位計画との整合性)

(国関係)

- ①環境基本法
- ②環境基本計画
- ③循環型社会形成推進基本法
- ④循環型社会形成推進基本計画
 - (再生利用の推進)
 - ・資源有効利用促進法
 - (個別物品の特性に応じた個別法)
 - ・容器リサイクル法
 - ・家電リサイクル法
 - ・食品リサイクル法
 - ・建設リサイクル法
 - ・自動車リサイクル法
 - (国等が率先して再生品などの調達を推進)
 - ・グリーン購入法

(奈良県)

- ⑤第2次奈良県廃棄物処理計画 (H20年度～H24年度)

(生駒市)

- ⑥第5次生駒市総合計画 (H21年度～H30年度)

- ⑦生駒市環境基本計画 (H21年度～H30年度)

(その他参考)

- ・生駒市バイオマスタウン構想
- ・生駒市まちをきれいにする条例

3. 計画の性格と位置づけ

(1) 本計画は、上位計画である国における「関係諸法令」、奈良県の「第2次奈良県廃棄物処理計画」、生駒市における「第5次生駒市総合計画」「生駒市環境基本計画」、等との整合性を図り、本市の循環型社会形成に向けて、発生抑制から、ごみ収集・運搬、リサイクル、処理・処分まで、市民・事業者・行政がそれぞれ及び三者が協働で、資源循環・ごみ処理行政全般にかかる取り組みの基本方針となるもの。

(2) 本市だけでは実現できない取り組みなどについて、奈良県や近隣市町村との広域的事業を実施する場合の指針となるもの。

4. 計画の目標及び目標年度

(目標)

(1) 生駒市の「ごみの半減」を目指す。

(ごみ減量化対策について：ごみ量を減量化するためのインセンティブを働かせるために)

- ①ごみ処理手数料の見直し、家庭系ごみの有料化、資源ごみの多分別化、事業系ごみの有料指定袋制の導入検討等

(家庭系)

- ①ごみの発生抑制の取り組みの充実

- ・環境に配慮した消費者行動の実践
- ・販売店と市民とのパートナーシップによる、レジ袋、トレイ、パック等販売容器包装の削減
- ・5R{リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再生使用)、リフューズ(拒否)、リペアー(修理)}等についての推進と市民啓発

- ②バイオマスタウン構想との整合性で、生ごみ・廃食用油・剪定枝・廃棄紙等の有効活用等の検討

- ③新たな分別収集体制の充実と分別協力率の向上

(事業系)

- ①多量排出事業者に対する減量化計画書を基にした自己管理の定着

- ②事業系全体として、収集運搬許可業者と連携しつつ、資源回収システムの普及、排出ルールの確立・徹底、減量指導・相談体制の強化

(目標年度)

(2) 本計画は、平成23年度を初年度、平成32年度を最終目標年度とする10年間の計画とし、概ね5年で見直します。